

誓約書

当社又は当団体は、『岡山県総合展示場コンベックス岡山』の利用に際し、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）及び従業員（業務に従事する者も含む）は、次のいずれにも該当いたしません。
 - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する個人または法人等
 - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある個人または法人等
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等
 - (4) 暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人または法人等
 - (5) 暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人または法人等
 - (6) その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用している個人又は法人等
 - (7) 暴力団又は暴力団員に対して金品を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人または法人等
 - (8) その他前各号に準ずる個人または法人等
- 2 当社又は当団体の役員及び従業員（業務に従事する者も含む）は、次の各号に該当する行為を行いません。
 - (1) 他人に利用許可の名義を貸す
 - (2) 暴力団・暴力団員に金品を渡す
 - (3) 暴力団・暴力団員に従事させる
 - (4) 利用中において、粗暴、卑劣な言動など他人に迷惑をかける
 - (5) 半裸体及び入れ墨をのぞかせるなど粗野な服装や態度をとる
 - (6) 岡山県総合展示場コンベックス岡山の管理者の指示に従わない
 - (7) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社又は当団体が主催するイベント又は会議において、上記1及び2に該当する出店者を入場させません。

裏面の役員等氏名一覧に記載された個人に関する情報について、岡山県警察本部に照会することを承諾します。

令和 年 月 日

コンベックス岡山コンソーシアム 殿

所在地
名称
役職名
ふりがな
氏名
生年月日

年 月 日

印

*別紙もご確認下さい。

役員等氏名一覧

役職名	氏名	フリガナ	住所	生年月日

(注) 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員を記載してください。

2 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、個人情報について安全管理措置を講ずるものとする。

【記入時の注意事項】

- ・誓約書は利用等許可書と併せて提出してください。
- ・名称、氏名は利用等許可申請書の団体名、代表者と同じものを記入して下さい。
- ・代表者印又は契約書に使用する印を押印して下さい。

【参 考】

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)略

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号 に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略